

# 令和8年度大学連携研究プロジェクト業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の概要

- (1) 業務の名称  
令和8年度大学連携研究プロジェクト業務
- (2) 業務の目的  
県の持つ地域課題と高等教育機関が持つシーズが一致するテーマに沿い、大学等の持つ知的財産・人的資源等を活用した実証研究や社会実装を伴う研究を公募し実施することにより関連大学等の連携を進めるとともに県内における地域課題の解決や地域活性化を目指す。
- (3) 業務の内容  
別紙「仕様書」のとおり。
- (4) 委託（履行）期間  
契約日から令和9年3月1日（月曜日）
- (5) 予定価格  
1件あたり 2,600,000円（消費税および地方消費税を含む）
- (6) その他  
当該企画提案に係る経費は応募者の負担とする。  
応募にあたっては、国や他の自治体等が実施する本事業以外の助成事業で採択済の研究と内容および助成対象経費の重複がないこと。

## 2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続を行っている団体でないこと。
- (5) 一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアムの正会員である大学または短期大学の法人組織であること。

## 3 プロポーザル実施に係る日程、手続等

- (1) 実施要領および業務仕様書等の交付方法  
滋賀県総合企画部大学連携推進室において交付するほか、滋賀県ホームページに電子データを掲載する。  
交付期間：令和8年6月11日（木曜日）から令和8年6月26日（金曜日）までの9時～17時（※土曜日、日曜日を除く。※6月26日は12時まで。）
- (2) 説明会の日時および会場  
説明会は実施しない。
- (3) 質問および回答の方法等  
委託業務の内容および企画提案書の提出にかかる質問がある場合には、様式5「質問書」により該当する事項を記入の上、電子メールにより大学連携推進室（daishin@pref.shiga.lg.jp）宛て提出すること。電子メール送信後はメールを送信した旨を電話連絡（TEL:077-528-3308）すること。なお、質問に対する回答については以下のとおりとする。  
ア 質問期限

令和8年6月19日（金曜日）12時まで

イ 回答方法

令和8年6月23日（火曜日）17時を目途に質問のあった全事業者宛てにメールで回答するほか、滋賀県庁ホームページ「<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kosodatekyouiku/daigakurenkei/>」に提出された全ての質問および回答を掲載する。

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書等については、持参または郵送（簡易書留等の差出、受領の記録が残る方法に限る。）で提出すること。

ア 提出期間

① 持参の場合

受付日：令和8年6月11日（木曜日）から令和8年6月26日（金曜日）まで  
（ただし、土曜日、日曜日を除く）

受付時間：9時から17時まで（ただし、正午から13時までの間を除く）。  
令和8年6月26日（金曜日）は12時までとする。

② 郵送の場合

令和8年6月26日（金曜日）12時 必着とする。

イ 提出場所

滋賀県総合企画部 大学連携推進室

（〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館2階）

ウ 提出部数等

企画提案書は6部（正本1部、副本5部）提出すること。

なお、副本は押印済みの正本のコピーで差支えない。

(5) 企画提案書等の提出に必要な書類等

ア 提出書類

① 企画提案書等提出書（様式1）

※評価項目に係る加算点事項についての報告に該当する場合はそれぞれ確認できる書類を添付すること。

② 団体等概要（様式2）

③ 企画提案書（様式3）

④ 事業費見積書（様式4）

※仕様書に掲げる業務委託について、着手から契約終了までに要する経費とその内訳を明記すること。

※消費税および地方消費税を含むこと。（税額を明示すること）

イ 注意事項

① 提出された企画提案書等は返却しない。

② 書類選考にて審査を行うため、企画提案書に必要な内容を全て記載すること。

③ 提出後の書類の差替え、変更、追加等は認めない。

④ 提出期間外に企画提案書等が提出された場合は提出を受理しない。

⑤ 大学または短期大学の地域連携または産官学連携等の研究支援部門に所属する者が提出の担当者となること。研究室からの提出は認めない。

#### 4 採択予定数

別紙「仕様書」に記載する研究テーマの①「ネイチャーポジティブ経済」、②「健康しが」について、テーマが重ならない2件程度とする。

※審査会において件数を決定する。

## 5 審査および契約予定者の決定方法

### (1) 契約予定者の決定方法

大学連携推進室において設置する審査会において、提案のあった企画提案書等の審査を行う。企画提案書等が受託要件を満たし、企画提案書を募集する際に定める実施要領や計画等の内容に適合しているか、業務の目的に沿っているかを審査委員が審査した上で、上記4の各テーマにおける評価の総合点が最も高い者を比較し、総合点が高い順に予定価格の範囲で契約予定者を決定する。

なお、総合点が満点の6割に満たない場合は、競合する提案がなかった場合でも契約予定者とししない。

また、審査会の審査で総合点が最も高い者の総合点と同じである場合、審査会での多数決で契約予定者を決定する。

### (2) 審査会

滋賀県総合企画部大学連携推進室において、5名の委員をもって審査会を設置する。

### (3) 評価項目および評価点

別途定める評価基準のとおり

### (4) プレゼンテーションの実施

次のとおり審査会においてプレゼンテーションを実施する。なお、上記2の参加資格を満たさない者、または上記3に適合しない方法で企画提案書等を提出した者については、プレゼンテーション実施前に無効とすることがある。

① 実施予定日 令和8年7月3日（金曜日）午後

② 実施時間 提案者ごとに20分（質疑応答を含む）を基本とし、詳細については企画提案書等の受付後に別途通知する。

③ 追加資料 プレゼンテーションは提出した企画提案書を用いて行うものとするが、詳細については企画提案書等の受付後に別途通知する。

### (5) 結果の通知

企画提案の採否については、全ての参加者に文書で通知する。

## 6 契約の締結

審査の結果、契約予定者と企画提案書等をもとに契約内容について詳細な協議を行った後、提出された正式な見積書の額が予定価格の範囲内であれば契約を締結する。この際、企画提案書の内容について一部変更することもある。協議が整わない場合には、契約締結を行わないこともある。

## 7 個人情報の取扱い

事業により知り得た個人または法人に関する情報は別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき適正に管理すること。

## 8 留意事項

### (1) 法令遵守

生命倫理、安全の確保および動物の取扱いに関し、各府省が定める法令、省令、倫理指針、ガイドライン等を遵守すること。

### (2) 研究内容に関する情報の取扱い

研究内容に関する情報は、滋賀県庁内の関係部署内で共有するほか、広報や公表資料への掲載、情報公開請求等により公開する場合がある。

### (3) 軍事研究の禁止

軍事への寄与を目的とする研究は認めない。安全保障貿易管理に関し、各府省が定める法令、省令、倫理指針、ガイドライン等を遵守すること。

(4) 無効について

上記2の参加資格を満たさない場合、提出期限等に遅れた場合、提出書類に不足があった場合または提出書類に虚偽の記載があった場合は、審査実施前に無効とする。

■ 担当部署（提出先）

滋賀県総合企画部大学連携推進室

（担当：小森、澤田）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

TEL : 077-528-3308

E-Mail : daishin@pref.shiga.lg.jp